

# 食品産業の将来ビジョン

平成 2 4 年 3 月

**農林水産省**



## 【目次】

第1	食品産業に期待される役割	1
	(参考) 食品産業の役割と食料・農業・農村基本法上の位置づけ	2
第2	食品産業をめぐる状況変化	
1	国内外の市場構造等の変化	4
2	東日本大震災の影響と課題	5
3	原発事故への対応と消費者の信頼回復	6
4	グローバル化の急速な展開 (EPA交渉等)	6
第3	食品産業の目指すべき方向	
1	食品産業の目指す基本的な方向と望ましい構造	7
2	3つの視座	8
	(1) 消費者 (ライフスタイル) 起点	8
	(2) 地域起点	9
	(3) グローバル起点	9
3	東日本大震災と食料供給ルートの確保	9
第4	食品産業の持続的発展に向けた共通の目標と具体的取組	
1	食品関連産業全体の共通の目標	11
	(1) 食品関連産業全体の市場規模の拡大にかかる目標	12
	(2) 農林漁業成長産業化の目標	13
2	食品産業事業者の重点課題	13
	(1) 農林水産業とともに発展するための6次産業化への参画	13
	(2) イノベーションによる新たな需要・市場の開拓	14
	(3) 食品の量・質両面での安定供給	15
	①海外に依存する原料等の安定的な調達	15
	②IT等を活用した合理的なフードチェーンの構築	15
	③消費者への食料供給ルートの確保	16
	(4) 食品の安全、消費者の信頼確保の取組の充実	16
	(5) 持続可能な資源循環型社会の構築	16
	(6) CSR・研究開発の推進、人材育成の充実	17
	①CSRの推進	17
	②研究開発の推進	17
	③人材育成の充実	17
3	行政の果たすべき役割	18
	(1) 農林漁業の成長産業化に向けた取組	18
	①農林漁業成長産業化ファンド(仮称)の創設	18
	②6次産業化の推進	18
	③新たな輸出戦略に基づく輸出の促進	19

(2) 食品の量・質両面での安定供給	19
①海外に依存する原料等の安定的な調達の支援	19
②消費者への食料供給ルート確保	20
(3) 食の安全、消費者の信頼確保の取組の充実	20
(4) 事業活動の環境整備	21
(5) 持続可能な資源循環型社会の構築	21
(6) 協働の枠組み（プラットフォーム）の構築等	22

## 第5 フードチェーン当事者に期待される役割・分担

1 目標達成に向けての役割・分担	22
(1) 業界団体	22
(2) 関連異業種の事業者	23
(3) 農林漁業者	23
(4) 消費者	23
2 強固な事業基盤の確立と連携の強化	24
(1) 事業基盤の強化	24
(2) 関係者間の連携から協働へ	25

(別 添)

「食品産業の将来ビジョン」工程表

## 第1 食品産業に期待される役割

食品産業は、国民が「食」を通じた豊かな生活を享受するために、①国民に対する安全な食料の安定的な供給、②国民に対して良質かつ多様な食料を供給し、豊かな生活の実現に貢献、③国産農林水産物の最大の需要者として国内農林水産業を支える、④国民経済、特に地域経済の担い手、⑤資源の有効利用の確保及び環境への負荷の低減といった役割を果たしてきた。

こうした役割を食品産業事業者が将来にわたって持続的に担うことにより、国民への価値提供が続いていくことをフードチェーン当事者が常に意識する必要がある。

しかしながら、食品産業は、デフレ、円高の進行、国内市場の成熟、原料調達リスクの高まり等に加えて、東日本大震災やそれに伴う原子力発電所事故(原発事故)への対応等、かつて経験したことのない困難な状況に直面している。なかでも、東日本大震災の発生により、食品産業の担うべき役割が再認識される一方で、物流拠点の壊滅的破壊による食品の供給網の機能停止といった事態から、災害時でも機能する食品のサプライチェーンを構築する必要性等、多くの課題が浮き彫りにされた。

他方、我が国の食や農林水産業は、所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化等の厳しい状況に直面しており、農山漁村も活力が低下し、地方経済は停滞している。特に、東日本大震災は、農林水産業に大きな被害をもたらすとともに、原発事故による被害がまだまだ続いているため、被災地を中心に農林漁業者は営農・操業に大きな不安を抱えている。また、国産農林水産物・食品に対する国内外の信頼は大きく低下しており、東日本大震災からの復旧・復興に最優先で取り組むとともに、官民挙げて国内外の信頼を回復する必要がある。

農山漁村は、食としての農林水産物はもとより、バイオマス、土地、水等の様々な地域資源を豊富に有しており、今後の経済成長へ向けた希少資源として、我が国最大の強みのひとつとなっている。しかしながら、1次産業と2次・3次産業の価値連鎖（バリューチェーン）を結合する仕組みが弱く、そのポテンシャルが十分活かされていない状況にある。

このため、農林水産業と他産業との新たな連携を構築し、生産・加工・販売・観光等が一体化したアグリビジネスの展開や、先端技術を活用した新産業の育成、再生可能エネルギーの導入等により、農山漁村にイノベーションを起こし、農林水産業を安定的に成長発展させる必要が生じている。そのためには、分断されている1次・2次・3次産業のバリューチェーンを形成し、農林水産業や農山漁村の資源に対して、その循環利用を含め各プロセスで価値（バリュー）を引き継ぎ、付け加えていく必要がある。

食品産業は、生産者と消費者との絆を強める架け橋として、食品産業が有するマーケティング力や情報・通信技術（IT）等を活かしつつ、資源循環から始まるバ

リユーチェーンの形成に貢献することが期待されている。その際、食品関連産業が我が国産業の最大セクターの一つ（我が国全体の国内生産額（876兆円）の11%（96兆円））として、従来の枠組みにとらわれず、関連異業種の事業者を取り込みつつ、イノベーションを誘発して、新たな付加価値を生み出し、潜在的需要を喚起すること等が求められる。

こうした取組を通じて、農山漁村に成長産業を生み出し、食品産業が直面する困難な課題を克服しつつ、農林水産業とともに発展することで、経済成長を牽引し、日本を元気にすることが可能となる。

## <食品産業の役割>

### 国民に対する安全な食料の安定的な供給

- ・食料は、人間の生命の維持に必要不可欠なものであり、安全な食料の量的な安定供給は、全国民の生活の根幹をなすもの。
- ・食品産業は、農林水産業と、いわば「車の両輪」として国民に対し安定的に食料を供給する役割。

### 国民に対して良質かつ多様な食料を供給し、豊かな生活の実現に貢献

- ・成熟した今日の我が国の消費生活においては、量的な安定供給に加えて、「食」の内容が国民・消費者の満足し得る一定以上の品質を備えていることが重要。
- ・我が国の自然、歴史、気候等を反映した多様で豊かな「食」を提供することによって、健康で充実した生活の実現に貢献。
- ・「食」に関する多様な情報の提供により、消費者の「食」に関する理解向上とその知識の習得に寄与。
- ・家事労働の縮減等の消費者ニーズに合致した簡単、便利な食生活の実現に貢献。

### 国産農林水産物の最大の需要者として国内農林水産業を支える

- ・国産農林水産物の3分の2が食品産業向けであり、農林水産物の最大の需要者として、農林漁業者の所得確保に寄与。
- ・国民の最終消費の8割以上が加工食品（外食を含む。）であり、国産農林水産物も食品産業なくしては消費者に届かない。食品産業が農林漁業者と消費者のニーズを仲介（絆を強める架け橋）することにより、両者の情報共有を促進し、満足度を向上。
- ・農林漁業者との安定的な取引関係の構築や、自ら農業に参入することによって、国内農林水産業の活性化に貢献。

### **国民経済、特に地域経済の担い手**

- ・国内の飲食料の最終消費額は国内最終需要の14.6%(73.6兆円)、就業人口の13%(817万人)を占め、国民経済上の重要な地位を占める。
- ・全国各地で有力な地場産業として、地域の雇用を支えるとともに、製品、サービスを通じて国民生活の利便性を支える。
- ・地域の特色ある農林水産物の活用等により、関連産業（農林水産業、観光産業等）の活性化に寄与（6次産業化の担い手）

### **資源の有効利用の確保及び環境への負荷の低減**

- ・有機質資源の循環の重要な部分を担う地球環境に密接に関係する生命産業として、食品の製造、流通、販売を通じて持続性の高い社会構築に貢献。
- ・未利用資源の活用、廃棄物の発生抑制や再生利用等により、資源の有効な利用を実現。
- ・食品の製造、流通、販売のフードチェーンの各段階において、生物多様性の保全等に配慮するとともに環境負荷の低減を図る。

### **<食料・農業・農村基本法上の位置づけ>**

このような食品産業に期待される役割が十全に発揮されるよう、食料・農業・農村基本法においても、食品産業を次のように位置づけ、施策を推進してきた。

- ・「食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない」（第2条第1項）ことが、基本法の基本理念の一つである。また、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない」（第2条第3項）こととされている。
- ・「食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、国民に対する食料の供給が図られるよう努める」（第10条）旨の努力義務が定められている。
- ・食品産業を健全に発展させるために国が行うべき施策として、「事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずる」（第17条）ことが挙げられている。

## 第2 食品産業をめぐる状況変化

食品産業をめぐる最近の状況変化には、人口減少・高齢化等による国内市場の量的縮小や原料調達リスクの高まり等、今まで食品産業が国民生活において果たしてきた役割の持続性を揺るがしかねないものがみられる一方で、新興国の経済発展に伴う市場の拡大等、新たな価値創造の機会となることが期待されるものもみられる。

加えて、東日本大震災や原発事故への対応とともに、ITの発達等を背景とした事業変化の加速化、環境負荷低減や生物多様性への配慮等の環境課題、コンプライアンス等の企業の責任ある行動に対する要請の高まりにも留意する必要がある、従来の枠組みにとらわれない変革が求められている。

### 1 国内外の市場構造等の変化

我が国経済全体として、需給ギャップが拡大しデフレが進行する中、食品をめぐる状況をみると、人口減少・高齢化等により国内市場は量的に縮小傾向で推移している。

過剰設備等の供給過剰や過当競争の状態は解消されておらず、需給ギャップが存在する一方で、店舗に直接出向いて商品を購入することに不便や苦勞をもたらすいわゆる食料品アクセス問題が顕在化しつつある。マクロ面での需給ギャップと局地的な食料品へのアクセスの制約が存在するアンバランスな状況にあると考えられる。

食品産業に密接に関連する国内の人口について、将来人口推計をみると、総人口は中位推計で現在の12,777万人（平成23年9月時点）より2.9%（367万人）減少し、2020年には12,410万人となり、65歳以上の割合は23.2%から2020年には29.1%に増加する。

高齢者の方が、若年層よりもエンゲル係数が高い傾向にあるので、食料品支出は人口減少ほどには減少しないという推計もあるが、高齢化の中身を見ると、2017年に後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65歳～74歳）を上回り、2022年には団塊の世代が75歳になり、その後、後期高齢者の割合が急増する。このため、自ら買い物や外食に行き、選択する消費者のみならず、「自宅や施設で食品の供給を待つ消費者」を念頭に置いた商品内容や商品供給・サービス体系を構築することが必要となる。

また、消費動向をみると、人口は減少傾向にあるものの、単身世帯をはじめ世帯数は増加する中、消費者ニーズの多様化・高度化、食の外部化が進展している。さらに、最近では内食回帰の傾向や低価格志向が強い一方で、食に対する消費者の信頼を揺るがす事件の相次ぐ発生を背景として、食品の安全性、品質に加え、コンプライアンス等への企業の取組姿勢に対する消費者の関心は依然として高い。

他方で、海外の需要動向に目を転じると、新興国の経済発展に伴う市場の拡大は



ビジネスチャンスと捉えることができる。特に中国、インド等アジア諸国においては、今後10年間で中・高所得層が急速に増加するとともに、加工食品の需要増が見込まれており、これらの需要に的確に対応していくことが重要である。

また、原料等の供給動向をみると、国内では、農林水産業の弱体化により、国産農林水産物の供給力が低下している一方で、海外では、穀物等需要の増加や投機マネーの流入等を背景にした原料等の価格上昇・不安定化がみられる。

さらに、我が国のフードチェーン全体をみると、消費者ニーズの多様化・高度化や食の外部化の進展等により、取引に関係する者が増加する傾向にあること、フードマイレージが拡大していること、これらが複合化して延伸化と複雑化の動きが継続しており、これが取引費用の増嵩につながっているとの指摘もある。

## 2 東日本大震災の影響と課題

東日本大震災発生後の食品産業事業者の対応をみると、緊急支援物資の提供等の被災地に対する食料供給、そして被災地以外の地域に対する食料の安定供給における貢献には顕著なものがあった。この点は積極的に評価されるべきであり、この貢献が広く知られることによって、食品産業事業者が「安全な食料の安定的な供給」という国民生活の根幹をなす役割を担っていることが国民全体に再認識された。

他方、食品産業が抱える諸課題も浮き彫りになった。事業活動の継続が困難になった事例、その結果として消費者の食料の安定供給に対する動揺等が広がった事例も少なからずみられた。また、被災地域が広範囲であったこと、燃油、電気等のエネルギー供給の制約や情報通信機能の途絶が長期間にわたったこと等から、直接被災しなかった食品産業事業者の中にも、大震災の影響を被り、事業活動の回復が遅れた者が多くみられた。

こうした事例は、生産面では、①被災した生産拠点について、修復までの間の補完ができない、②自らは被災していないにもかかわらず、取引先の被災等により、原料調達、包装資材や燃油等の関連物資の調達ができない、③代替エネルギーが確保できず、または、計画停電により、減産、操業停止に追い込まれるなどが挙げられる。また、流通面では、①被災した物流網について、修復までの間の補完ができない、②ガソリン不足により輸送手段を確保できないなどの課題が挙げられる。

これらの多くは、調達、生産、配送、販売等の各局面において、集約化等により効率性を追求してきたことの反面として顕在化したものである。言い換えれば、食品産業事業者の事業活動の持続性における課題が、今回の災害発生を契機に浮き彫りになったと言える。今後、官民が連携して、こうした課題をもたらした要因等を分析するとともに、平時の生産性は維持しつつ、不測時に備えて物流システム等の複数のバックアップ体制を検討するなど、災害時でも機能する食品のサプライチェーンを構築することが求められている。

### 3 原発事故への対応と消費者の信頼回復

原発事故により、国内では、出荷制限の指示等に伴い、対象県の農林水産物等を敬遠するなどの広範囲にわたる買い控えが生じ、風評被害も発生している。また、海外では、日本食品の輸入規制や検査強化を行う国・地域が多数出てきているなど、日本食品への信頼は大きく揺らいでおり、日本食品の輸出促進や食品産業の海外市場への展開を戦略的に進める上で大前提であった「ジャパンプランド」への評価は崩れたと言っても過言ではない。

これまで、中国等の新興国をはじめ急速に成長するアジアを中心として、輸出の促進や海外市場への展開、外国人観光客の誘致促進による経済波及効果の取込等に取り組んできたが、こうした取組に対する大きな打撃は避けられない状況にある。

原発事故による影響が大きく、その収束が見えない中、大きな困難を伴うものの、国内での風評被害や海外市場でみられる日本食品忌避の動きを打破するため、科学的根拠に基づき、政府が一体となって、国産農林水産物・食品に対する消費者からの信頼回復や国際的な信認の回復に向けた取組に万全を期さなければならない。

まずは、「食品衛生法上の基準値を超える農林水産物・食品は流通させない」ことを旨として、行政は農林水産物・食品の安全確認のため、適切な検査計画の策定や、必要となる検査機器の整備等により、的確に検査を実施するとともに、基準値の考え方や設定方法、基準値以内の農林水産物・食品が安全であることを分かりやすく伝え、理解を促進するなど、適切に対応する必要がある。

また、国内外の市場・消費者に向けて今回の原発事故及びこれに対する我が国の対応並びに日本食品における放射性物質の含有実態に関する正確で分かりやすい情報提供に、行政、食品産業事業者、報道関係者等が積極的に取り組む必要がある。政府間のみならず、草の根活動を含めたあらゆるレベルでの情報提供に努めることにより、今後の「ジャパンプランド」の再構築につなげていくことが重要である。

特に、原子力災害に加え、最近の円高も影響して、国産農林水産物・食品の輸出が落ち込んでいる状況にある。このため、「農林水産物・食品輸出の拡大に向けて」（2011年11月25日農林水産物・食品輸出戦略検討会とりまとめ）における戦略に基づき、官民が協力して粘り強く、タイムリーに、誠実・丁寧に対応することを基本とし、安全性確保に向けた取組等を情報提供し、輸入規制や検査強化を行う国・地域に規制の解除等を積極的に働きかけていく必要がある。

### 4 グローバル化の急速な展開（EPA交渉等）

国内外の市場構造の変化を加速する、あるいは、新たな変化をもたらす可能性のある要素として、貿易促進に向けた動きの急速な進展がある。

WTOドーハ・ラウンド交渉は未だ合意に至っていないものの、主要貿易国間に

において高いレベルのEPA/FTA網が拡大し、市場の垣根が低くなっており、輸出入取引や三国間取引等の国際貿易が拡大している。

このような中、2010年11月に「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定され、今後、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進めていくことが確認された。

また、2011年11月のAPEC首脳会議にあたって、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加に向けて関係国との協議を行うことが発表された。

食品産業についてもこうした動きも踏まえて競争力強化に向けた取組を進めていく必要がある。例えば、農産物の関税削減等により輸入原料農産物の価格が低下するとともに、投資環境が整備され、海外市場への展開が円滑に行えるなどメリットがある一方、食品製造業は輸入品と国産品との競争激化等により相当程度の影響が想定されるため、輸入原料農産物の関税と製品関税との整合性の確保に留意する必要がある。

また、我が国の食料自給率の向上や農山漁村の振興等、農林水産業の安定的な成長発展に留意しつつ、国産農林水産物の最大の需要者として国内農林水産業を支えるといった食品産業の役割を果たしていくことが求められる。

### 第3 食品産業の目指すべき方向

我が国の食品産業は、かつて経験したことのない困難な状況に直面しており、新たな転換期を迎えているといえよう。この転換期を乗り越え、食品産業に期待される役割を果たし続けて行くためには、食品産業事業者として、従来の枠組みにとらわれずに「革新」の思想をもって「イノベーション」を誘発し、新たな価値創造を図り、また、自らの経営体質を強化することを通じて、食品産業全体として事業活動の持続性を高め、日本経済を牽引していく必要がある。

#### 1 食品産業の目指す基本的な方向と望ましい構造

我が国の食品産業は、一部で海外展開が加速しつつあるものの、未だその大宗は量的な縮小が顕在化しつつある国内市場を基盤にしている。こうした中で、食品産業が将来にわたって持続的に事業活動を展開していくためには、従来の生産を起点とした発想ではなく、需要サイドに立った新しい付加価値を提供することにより、国内市場の深耕とアジアの新興国等を主な対象とする海外市場の開拓を戦略的に行っていくことが重要である。

その際、様々な規模、業種の食品産業事業者が自らの取組の方向性を定める上での共通の視座として、「消費者」、「地域」、「グローバル」の3つを組み合わせることで今後

の戦略を明確化することが重要である。

また、併せて、IT等を活用した生産・物流体制の見直しによる効率化や、競争優位分野への重点化と競争劣位分野からの撤退等による選択と集中、水平・垂直両方向での企業統合・企業間連携による事業規模の拡大を進めることも必要である。

我が国の食品産業の構造を他国と比較すると、中小企業が99%を占め、地元に着した中小規模の事業者が食の多様性を支えていること、大企業が生産額全体の50%程度を占めていることは、我が国、EU、米国ともに共通している。他方、我が国では企業の利益率が全般的に低いこと、グローバルに展開する企業が少ないこと等が指摘されている。

このため、将来的には、

- ① 国内外の市場でバランス良く収益を確保するグローバル企業の一翼を担う企業群が形成されている状態
  - ② 我が国の多様な農林水産物や地域の食文化を背景とする独創的な食品及び食に関するサービスを生み出す中小企業の事業活動が活性化している状態
- が、食品産業事業者の事業活動の発展を通じて並存していくことが期待される。

## 2 3つの視座

### (1) 消費者（ライフスタイル）起点

一つ目の視座は、「ライフスタイル提案による新たなマーケットの創出」である。

食品は、消費者の口に入るまで品質が変化し続け、消費の仕方によって満足度が大きく異なる商品である。言い換えれば、食品産業事業者による食品、サービスの提供というビジネスは、消費者の「食べる」という行動によって始めて完結するものである。

こうした観点から、食品産業の事業活動を、単なる「物」の供給でなく、幅広いライフスタイルの提案として捉え、研究・商品開発力を強化し、消費者の嗜好の変化や実態等を正しく認識し、新たな付加価値を生む商品、サービスを開発することが重要な着眼点となる。

この視座は、国内外を問わず、付加価値の高いマーケットを開拓しようとする食品産業事業者にとって有効なものと考えられる。例えば、タイムリーに適切な温度帯で食品を供給する効率的なシステム等、フードチェーン当事者の連携によるビジネスモデルや、健康・長寿社会に対応する高齢者向け食品や介護食、医食農連携による商品、在宅者向けサービスの提案等は我が国の消費者のライフスタイルを起点とした付加価値の提供といえよう。これらには、国内の潜在的な需要開拓のみならず、海外市場進出に際して、生活水準の発展段階に応じた新たな付加価値提案としてのポテンシャルも期待できる。

## (2) 地域起点

二つ目の視座は、「自らが立地する地域の魅力をフル活用した事業展開」すなわち、農山漁村の資源を活用した事業展開と地域経済への貢献である。食料としての農林水産物はもとより、農山漁村の土地、水、風、生物資源等の豊富な資源や、歴史、文化等地域の魅力をフル活用した新しい事業を展開していくことにより、地域経済に一層貢献することが可能となる。

食品産業事業者が自らの強みを明確にし、独自性を発揮することによって、付加価値を高めようとする際に、地域性は重要な着眼点となる。各地域の気候、風土、伝統・歴史を反映した事業展開や地元産農林水産物を原材料として利用することによる物語性の付与等が想定される。

この視座は、地域に根ざして事業活動を展開してきた中小零細規模の事業者にとって、優位性を発揮しやすいことが特性である。こうした事業者が、「地域起点」の視座を経営戦略に活かす場合には、同じく地域に根ざす同業種、異業種の事業者、研究機関、地方自治体、消費者団体等との間でネットワークを形成するとともに、地域の食材、人材、技術等の資源を活用し、研究開発、人材育成等を連携して行うことで、新たな製品・サービス、販路、地域ブランド等の開発に結び付け、需要を喚起することも有効と考えられる。

## (3) グローバル起点

三つ目の視座は、「グローバルな観点での競争力強化」である。すなわち、グローバルな観点から企業競争力を高め、事業基盤強化を通じた原料調達力の強化や、新商品・サービスの開発のための研究、新たな市場開拓を推進することが重要である。

国内外での企業の合併・買収、資本参加、子会社化等の企業統合や企業間連携を通じ、事業の水平展開、垂直展開等を具体化して、収益性が高く、効率の良い経営を実現することは、事業基盤強化として重要な着眼点となる。この体質強化が、原料調達力の強化とともに、新商品・サービスの開発のための研究や新たな市場開拓のための投資を可能にする。

大企業でも収益性が低い我が国の食品産業の現状からみて、この視座は、成長する新興国、特に「食」の親和性の高いアジア市場への展開を積極的に行おうとする食品産業事業者が、事業基盤を強化する際に不可欠のものである。この際、製造業、流通業、外食産業が互いに連携して、いわばフードシステムとして海外に展開し、内食、中食、外食の需要を一体として取り込むこともメリットが大きい。

## 3 東日本大震災と食料供給ルートの確保

東日本大震災により浮き彫りになった課題の克服にあたっては、食品産業事業者

の事業活動の持続性を高めていくとともに、食品の量的・質的両面での安定供給といった食品産業の役割を果たしていく観点から、効率性追求とバランスをとりつつ、リスク分散を図っていくことが重要である。

まずは、既に事業継続計画（BCP）を策定済みの事業者においては、今回の大震災を踏まえた見直しを行い、未だ策定をしていない事業者は速やかにこれを策定する必要がある。

その際、食品産業事業者は、調達、生産、配送、販売等フードチェーン全体に関わる課題が事業の継続に重大な影響を及ぼしたことを踏まえて、リスクを精査し直し、災害の影響度評価を行うとともに、消費者の動揺の広がり等、今回の大震災における消費動向の分析を含めて、自らに対する社会的要請を改めて把握し、優先的に取り組むべき重要業務の決定を行うなど、今後に向けて打つべき手の精度を高めることが重要である。

次に、BCPを踏まえた国内外を視野に入れた調達、生産、配送、販売等の体制の見直しや本社機能の分散等の補完体制づくり、非常時を見越した調達先の多角化やフードチェーン全体の中での適正な在庫の配置・確保等を検討することが求められる。

また、個々の事業者のみの取組では限界がある課題については、業界内やフードチェーン内での連携を強めることが必要となる。例えば、包材等に関する標準化・規格化の検討、フードチェーンを総合的に捉えた緊急連絡体制の整備、在庫を融通しあう協定締結の検討等にも積極的に取り組むことが期待される。さらに、今回の大震災で、食品表示等の規制の弾力的運用が行われたが、こうした業界内等の連携だけでは解決できない課題については、行政が平時から不測の事態を想定し、規制の在り方や、緊急時の燃料、電気等の供給や非常用通信手段の確保等について検討を行っておくことが重要である。

他方、食料の質的な面での安定供給を図る観点から、食品の安全性を確保し、消費者の信頼を回復していくことも忘れてはならない。東日本大震災により、国内外に対して信頼を失ってしまった国産農林水産物・食品について、安全・品質管理体制を構築する等により、官民挙げて早急に信頼を回復していく必要がある。

#### 第4 食品産業の持続的発展に向けた共通の目標と具体的取組

最近の食品産業をめぐる状況の変化に的確に対応して、我が国の食品産業が目指すべき方向に発展していくためには、食品産業事業者自らが新たな転換点に立たされていることを意識して自助努力を重ねることが全ての前提である。しかしながら、食品産業が新たな転換期を迎えていること等を考慮すれば、関連異業種の事業者、農林漁業者、消費者等の食品産業事業者以外のフードチェーン当事者、更には行政

も含め関係者全員が情報や認識を共有した上で、官民が適切に役割を分担し、連携して課題に取り組んでいくためには一定の共通の目標を掲げることが有効である。

このような状況を踏まえ、食品関連産業全体の共通の目標を掲げるとともに、食品産業事業者が共通の目標を実現するにあたっての重点課題と対応方向を整理する。また、食品産業事業者がこのような課題の克服に主体的に取り組もうとする際に、行政が果たすべき役割を併せて提示する。

なお、目標の達成状況や食品産業事業者の取組、主要施策の効果等を定期的に検証し、その評価や食品産業をめぐる国内外の状況変化を踏まえつつ、取組や施策の見直し・改善を図っていく。

## 1 食品関連産業全体の共通の目標

我が国の食品産業が、新たな転換点を乗り越え、国民への価値提供を持続、発展させていくためには、従来の右肩上がりの経済成長を前提とした競争の発想から脱し、資源循環を徹底させ、持続可能なビジネスを志向すべきである。

特に、フードチェーンを資源循環の観点からみると、消費者も食品産業事業者も均しくその担い手である。この認識に立ち、食品産業の中で業種、業態を分けてビジネスを企画する発想、消費者と食品産業事業者を対峙する関係としてのみ捉える発想を転換し、既存の枠組みを超えて、関連異業種の事業者を始め、フードチェーンのあらゆる当事者、更には行政も含め関係者との協働を強化することによって、我が国のフードチェーンの改革を目指すことが重要となる。

このため、共通の目標として、食品関連産業全体の市場規模の拡大と農林漁業の成長産業化にかかる2つの目標を設定する。これらの目標は、現行の政府全体の成長戦略における政策努力目標である実質経済成長率2%程度（平均）を視野に入れつつ、食品関連産業が我が国産業の最大セクターの一つ（我が国全体の国内生産額（876兆円）の11%（96兆円））であることを踏まえ、設定した。

食品産業事業者は、「消費者」、「地域」、「グローバル」の3つの視座を組み合わせ、関連異業種の事業者を取り込みつつ、イノベーションを誘発するとともに、新たな付加価値をもつ、独創的で斬新な商品・サービス等を開発して、新たな市場や需要の開拓を行うことにより、国内市場の深耕を図ることに加え、海外市場、特に成長するアジア市場の需要を確実に取り込んでいくことが求められる。

そして、将来的には、我が国の食品産業総体として、グローバル企業の一翼を担う企業群が形成されるとともに、独創的な食品及び食に関するサービスを生み出す中小企業の事業活動が活性化している状態を目指していく。

なお、この共通の目標は、この「食品産業の将来ビジョン」が、2010年6月に決定された「新成長戦略」の工程表に位置づけられていること等を踏まえ、2020年までの目標として設定する。

### (1) 食品関連産業全体の市場規模の拡大にかかる目標

国内市場においては、健康・介護向け市場や朝食市場、訪日外国人市場等を主なターゲットとして新たな付加価値を生み出し、高付加価値商品・サービスに対する需要を掘り起こすこと等によって、その深耕を図る。加えて、海外市場においては、アジアの中・高所得者層の増加や食の外部化に対応した商品を開発・販売するなど、成長するアジア市場の需要を確実に取り込むことにより、食品関連産業全体の市場規模の拡大を目指す。

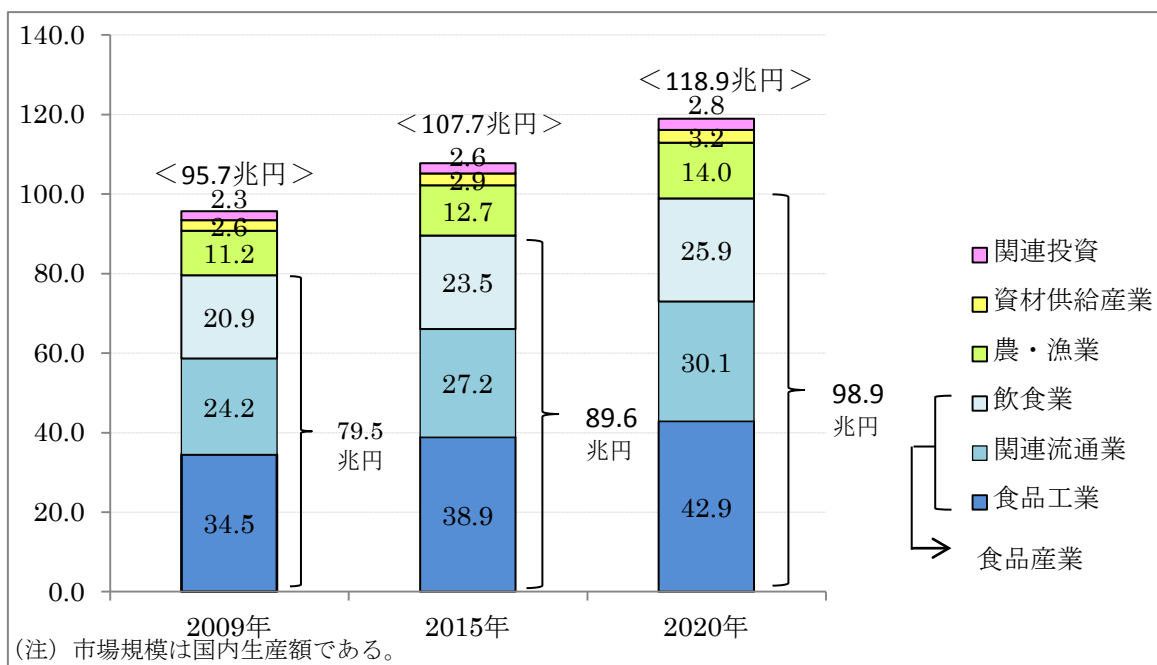
その際、農林水産業が安定的に成長発展し、国内生産額が増えることにより、その波及効果として、食品産業の取扱規模も増えていくことが期待される。

#### 【目標】

食品関連産業の市場規模（2009年度：95.7兆円）について、毎年、年率2%程度の実質経済成長率を続けることで、2020年までに**120兆円**に拡大する。このうち食品産業の市場規模は**100兆円**を目指す。

これにより、2020年までに100万人の雇用創出（5万人/兆円×20兆円（市場拡大分）=100万人）する。

### ○ 2020年における食品関連産業全体の市場規模



※ 食品関連産業とは、農・漁業、食品産業（食品工業、関連流通業、飲食店）、資材供給産業及び関連投資をいう。また、「日本再生の基本戦略」（2011年12月24日閣議決定）において、政策努力目標として年率2%程度の実質経済成長率を設定している。



## (2) 農林漁業成長産業化の目標

国内市場を活性化させる際の具体的な手法として、地域の同業種、異業種の事業者、研究機関等のネットワーク化や地域資源のフル活用による研究開発、人材育成等を通じ、特に6次産業化の推進や国産農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業を基盤とした新事業の創出等により、多様な国産農林水産物や地域の食文化を背景とする独創的な食品、サービスを生み出し、新たな需要を掘り起こすなど、農林漁業成長産業化を目指す。

### ① 6次産業化の市場規模拡大

#### 【目標】

6次産業の市場規模（2010年：約1兆円）を2015年までに**3兆円**、2020年までに**10兆円**に拡大する。

※ 2010年の6次産業の市場は、直接販売で0.6兆円、加工促進等で0.3兆円、輸出促進で0.5兆円、観光レストラン等で0.04兆円

### ② 農林水産物・食品の輸出額の拡大

#### 【目標】

農林水産物・食品の輸出額（2011年：4,513億円）を2020年までに**1兆円**水準に拡大する。

### ③ 新事業創出

#### 【目標】

2020年までに農林水産業を基盤として、新たに**6兆円**規模の新事業を創出（緑と水の環境技術革命総合戦略）する。そのうち、素材分野で**1兆円**、医薬品分野で**0.6兆円**等を目指す。

これにより、2020年までに30万人の雇用創出（5万人/兆円×6兆円（市場拡大分）＝30万人）する。

※ 「緑と水の環境技術革命」は、農林水産業・農山漁村に関連する豊富な資源と他産業の持つ革新的技術との融合により、農山漁村地域における新産業の創出を目指すもの。

## 2 食品産業事業者の重点課題

### (1) 農林水産業とともに発展するための6次産業化への参画

食品産業事業者は農林漁業者等の対等なパートナーとして、新たな事業体を立ち上げ、農林漁業成長産業化ファンド（仮称）の支援を得つつ、6次産業化に取り組み、農林漁業の成長産業化に参画する。

その際、食品産業事業者が有する販売ネットワークを始め、マーケティング力、物流ノウハウ、IT技術等を提供し、契約栽培等を通じた特色ある商品の開発や、生産方法・販売方法の提案を行い、マーケットニーズに則した農林水産業の展開を促し、農林漁業者の経営安定に寄与するとともに、自らの原料等の調達の安定化を図る。

また、地域の農林水産資源をフルに活用し、農林漁業者や生産者団体と共同、または農林漁業者の主体的な取組を支援する形で、デザート等の新商品、間伐材利用製品等の高付加価値商品の開発・販売や、地産地消型給食等の新たなサービスを展開し、新たな需要・市場の開拓を図る。

さらに、医療、医薬、介護、福祉、教育、IT、建設、化学等の関連異業種の事業者との連携により、①健康の維持や介護のための商品やサービスの開発等高齢者ビジネスの展開、②森林等のセラピー機能に着目したストレスケア事業の展開等のほか、③農山漁村の景観や自然環境、文化等の多面的機能を活用した、農家民宿等のグリーンツーリズムの展開や観光農園の経営等、外国人を含む観光客の誘致促進等による経済波及効果の取込も重要である。

さらに、地域の実情に適した形態で農業参入を行い、自ら農業生産の担い手となることも期待される。

## (2) イノベーションによる新たな需要・市場の開拓

食品産業事業者には、製造技術、マーケティング、ビジネスモデル等のあらゆる方面で、既成概念に捉われず、関連異業種の事業者と連携しつつ、革新の思想を持ってイノベーションの可能性を探り、新たな価値創造に挑戦することによって、新産業を創出し、国内外で新たな需要・市場を開拓して行くことが期待される。

その際、食品産業の事業主体別にみると、例えば、次のような取組が有効である。

- ・製造業：医食農連携による病気予防食、介護食等の新製品の開発・販売等健康や介護向け市場への対応、アジア等の中・高所得者層のニーズにあった商品の開発
- ・流通業：総菜や調理食品、有機農産物等高付加価値商品の取扱の充実・拡充や、ネット販売、宅配、給食等の新たなサービスの提供、地域毎の特色ある「食」を尊重した地産地消商品の販売促進
- ・外食産業：薬膳レストラン等の新業態の出店や、年代に応じた新メニューの開発・販売による朝食・欠食等失われた市場、忘れられた市場の回復

他方、製造、流通、外食等が連携したフードシステムとして、中国、インド等急速に成長するアジアを中心とする海外市場への展開を図るなど、新たなビジネスモデルの提案や、技術革新による新商品の開発、新生産方式の導入等に取り組むとともに、異業種と連携したバイオ等の研究開発型事業の立ち上げなど知識集約的な取組を行う。

さらに、国産農林水産物・食品の信頼回復のための安全・品質管理体制を構築し、日本の食文化の発信や普及推進を含め、輸出の促進に取り組む。

なお、香辛料などのように、産地が限定的で、量的生産が限られている高額な原料であり、しかも豊かな国民生活にとって重要な製品について、植物工場等最先端の技術を活用した国内栽培等の産学官一体となった実証の取組も有効である。

### **(3) 食品の量・質両面での安定供給**

#### **① 海外に依存する原料等の安定的な調達**

原料等調達の安定化、多角化のための海外農業事情等の収集・分析を行うとともに、海外での契約栽培、長期取引契約、共同調達、農業投資等により調達方法の多様化を図る。

また、国内及び海外での輸送の共通化等、他企業との連携を推進するほか、価格変動、在庫等の多様なリスクを商品先物市場の機能を活用してヘッジする。

さらに、生鮮用や加工用など用途別ニーズに適合した規格の拡充を進めるとともに、未利用資源の活用、廃棄物の発生抑制等を促進することにより、原料等を使い切る取組を徹底する。

また、包装資材等食品の供給に必要な関連物資の調達方法の安定化、多様化を図る。

#### **② IT等を活用した合理的なフードチェーンの構築**

輸配送の共同化や取引の電子化等により、一層のコスト削減を図る。また、コストの可視化等により、生産・配送・販売等のフードチェーンの各段階の事業者が連携しつつ、商品の特性に応じた輸送容器の普及等の共通化や輸送機器等の合理化を進める。

さらに、現状の事業者あるいは商品別に区分されている物流の壁を乗り越えた総合物流体制の構築を図るなど、一層の物流の効率化に取り組む。

他方、スマートフォンや多機能端末の普及を踏まえつつ、消費者の多様なニーズに的確に対応するため、流通BMSの導入、情報システムのクラウド化等、卸売市場を含むフードチェーンの各段階の事業者間でITを活用した情報伝達を円滑化させる。特に、商品情報の統一化とネットワーク化による一元管理の導入を図る。

また、卸売市場については、取引情報の一層の提供を図ることにより、価格形成の透明性を向上させ公正な取引を推進する。

加えて、食品事故発生時の迅速・効率的な回収、適切な表示等を図るため、食品の入出荷記録等の作成・保存を行うことにより、トレーサビリティの確保を推進する。

### ③ 消費者への食料供給ルートの確保

東日本大震災によって浮き彫りになった事業活動を持続していく場合の課題に効果的に取り組むため、行政の支援を得つつ、東北地域をモデルとして、食品の供給網のバックアップ体制を構築するなど、サプライチェーン対策に取り組む。

また、不測の事態に備えて、BCPの策定・改善を進め、それを踏まえて、業務の補完体制づくり、調達先の多角化や適正な在庫の確保等の体制整備に取り組む。さらに、業界内やフードチェーン内での緊急連絡体制の整備や在庫を融通し合う協定の締結等を行い、相互協力体制を構築する。

他方、高齢者の増加や食料品小売店の減少等社会・経済構造の変化に伴う一部地域における食料品アクセス問題の顕在化を新たなビジネスチャンスと捉え、地域の実態を踏まえた食料品提供サービスを確保する。この際、地域住民、商店街、NPO、地方公共団体等の地域の関係者と連携・協力した自立的かつ持続的な取組の推進に配慮する。

#### (4) 食品の安全、消費者の信頼確保の取組の充実

食品中の放射性物質への対応、風評被害対策に取り組むとともに、危害分析・重要管理点（HACCP手法）の導入、コンプライアンス体制の一層の強化、消費者への正確で分かりやすい情報提供や食育の推進、農林水産省が食品産業事業者と協働で、消費者の「食」に対する信頼向上や透明性の高いフードチェーンの構築を目指す「フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）」の活動充実等に取り組む。

特に、食品安全に第一義的責任を持つことを認識して、国による食品の安全性向上のための実施規範の作成に積極的に貢献するとともに、策定された実施規範を確実に実施する。

また、食品衛生法の指針（食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針）に基づき衛生管理を確実に実施するとともに、HACCP手法の導入を進める。

さらに、消費者重視の姿勢、コンプライアンスを徹底するため、商品・サービスの品質や内容を適切に広告・表示し、消費者の適正な商品選択を確保するとともに、自社の業務を点検し、企業行動規範の策定・見直し・実践を行う。工場・調達先の見学や出前授業等、消費者との対話の機会を設け、相互理解を深めるとともに、消費者の理解向上に資する衛生管理に対する取組等の情報を積極的に提供する。

#### (5) 持続可能な資源循環型社会の構築

持続可能な資源循環型社会の構築に向け、フードチェーンの構築を始めとする事業活動全体において、環境負荷の軽減、生物多様性の保全等に配慮した展開等いわゆる事業活動の「グリーン化」を図る。

このため、CO<sub>2</sub>の排出削減に貢献するバイオマスの利活用を進めていく観点から、農林漁業者との連携等、6次産業化の取組も活用し、食品廃棄物等や容器包装の計画的な再生利用等を進める。具体的には、バイオマスからの飼料や肥料としての利用はもとより、植物由来プラスチック等への再生利用や、家畜排泄物等との混合利用を含めたメタン発酵等によるエネルギー利用を推進していく。

一方、「MOTTAINAI（モッタイナイ）」に象徴される資源循環型社会形成のため、発生抑制も進めていく必要がある。特に、食品廃棄物等については、食品リサイクル法に基づく「食品廃棄物等の発生抑制の目標値」の設定を契機に、過剰生産・在庫、返品等の原因となる商取引慣行について関係事業者間で話し合い、その改善に努める。

また、消費者との環境コミュニケーションが形成されるよう、食育を始め消費者教育等を通じて発生抑制に向けた消費者の意識改革を促していくことで、フードチェーン全体で食品廃棄物等の発生抑制を進めていく。

これらと併せて、原発事故を受けたエネルギー政策の見直しや温室効果ガスの排出量削減の目標設定の動向を踏まえて、引き続き省エネや温室効果ガスの排出削減に計画的に取り組むとともに、消費者、地方自治体等と対話し、関係者が協働して3Rを推進するなどにより、資源の有効利用の確保及び環境負荷の低減を図る。

## （6）CSR・研究開発の推進、人材育成の充実

### ① CSRの推進

安全な食料の安定的な供給を始めとするCSR（企業の社会的責任）を自らの経営の持続的発展のために不可欠な取組と位置づけ、組織内で意識を共有する。

また、多様なステークホルダー（利害関係者）とのコミュニケーションを重視し、自らに対する社会的要請を的確に把握して、経営判断に反映する。

### ② 研究開発の推進

自らの研究・商品開発体制を見直し、研究・商品開発力を強化するとともに、食品の安全性向上のための技術、品質保持のための技術、食品廃棄物利用技術、物流の合理化を加速する技術等、行政と連携しつつ、関連業種と連携した食に関連する分野での技術、機械等の開発を進める。

また、研究分野の「選択と集中」、研究の共同化、外部資源の活用等を積極的に進める。

### ③ 人材育成の充実

オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）、階層別・職種別等の研修、自己研さんを有機的に組み合わせることで人材育成スキームの整備に努めるとともに、食

品安全・衛生・品質管理、CSR、研究開発、6次産業化、海外展開等の分野において、外部の各種研修、資格認定制度等も活用しつつ、専門知識を有する人材育成に努める。また、人材育成の共同化、研修等における外部資源の活用等を積極的に進める。

### 3 行政の果たすべき役割

行政には、食品産業事業者を始めとする民間が主体的に行動し、その創意工夫が発揮できるよう、制度面も含め共通インフラの整備を行い、中小零細規模の事業者を含めた食品産業全体の課題克服に向けた取組を支援することが求められる。この考え方に基づき、

- ① 食品産業事業者がグローバル起点で競争力強化に取り組むにあたって障害となる非関税障壁を含む国境措置等、国家間の取り決めが必要となる事項への対応
  - ② 取引慣行の改善や、食品流通システムの効率化の阻害要因となる規制・手続きの緩和の検討等、企業の創意工夫が円滑に発揮できる環境の整備
  - ③ 地球環境問題への対応や、投資促進等資金調達を容易にする環境整備等、情報の非対称性や外部不経済等市場の失敗を招く事態への対応
- 等について積極的に進めていく。

また、消費者庁（食品表示全般、特定保健用食品制度）、厚生労働省（食品衛生規制、高齢者向け食事摂取基準）、経済産業省（中小企業施策等）、公正取引委員会（独占禁止法）、環境省（リサイクル、生物多様性、環境問題）等、関係行政機関間との連携を強化する。

#### （1）農林漁業の成長産業化に向けた取組

##### ① 農林漁業成長産業化ファンド（仮称）の創設

食と農林漁業が本来持つ潜在的な成長力を顕在化させるためには、1次産業側の努力により生み出された価値を、2次産業・3次産業へ大きく高めながらつなげ、消費者に提供していくことが重要である。

このため、官民共同で農林漁業の成長産業化ファンドを設立し、成長の源泉である1次産業が起点となって、2次産業・3次産業との融合を図る新たな事業分野を開拓するために、ファンドから資金を提供し、1次産業と2次産業・3次産業が対等な立場で資本提携することを促進していく。

##### ② 6次産業化の推進

農林漁業者等の6次産業化の取組を支援するため、6次産業化の先達・民間の専門家（ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等）による経営の発展段階に即した個別相談等を行う体制を整備する。

また、農林漁業者と食品産業事業者の連携や農業参入等の優良事例について収集・分析を行い、広く情報提供することによって、6次産業化の取組を促すとともに、ビジネスマッチングや商談会開催、異業種交流の場の運営等により、健康・長寿社会に対応した新食品・新サービスの開発等を支援し、農林水産物等の地域資源の利用を促進する。

さらに、緑と水の環境技術革命プロジェクトを着実に推進し、人工光源、ヒートポンプ等を活用した農林水産物の高度生産管理システムの確立など農林水産業・農山漁村に関連する豊富な資源と他産業の持つ革新的技術の融合を図る取組を進める。

### ③ 新たな輸出戦略に基づく輸出の促進

国産農林水産物・食品の国際的な信認を回復し、需要の喚起を行うとともに、輸出環境を改善するため「農林水産物・食品輸出の拡大に向けて」（2011年11月25日農林水産物・食品輸出戦略検討会とりまとめ）に基づき、

ア 原発事故の影響への対応（官民協力して、粘り強く、タイムリーに、誠実・丁寧に対応）

イ 国家戦略的なマーケティング（ジャパnbrランドの確立等）

ウ ビジネスとして輸出を支える仕組みづくり（ファンド等輸出支援スキームの措置）

エ 確かな安全性・品質の確保と貿易実務上のリスク等への的確な対応（グローバルスタンダードの追求等）

オ 海外での日本の食文化の発信（世界無形文化遺産への登録等）

という5つの戦略の下、輸出を促進する。

なお、食品産業事業者がグローバル起点で競争力強化に取り組めるよう、知的財産保護に関する協議等を行うとともに、非関税障壁を含む国境措置の是正等、貿易実務上のリスクに的確に対応する。

また、地理的表示（決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産物に対する表示）は、輸出に際しても、我が国の地域に根ざした農林水産物・食品の価値を守り、また、そのブランドイメージを向上させていく上で有効な手段となりうるものであり、その保護制度を導入する。

## （2）食品の量・質両面での安定供給

### ① 海外に依存する原料等の安定的な調達の支援

穀物等の原料農林水産物の主要産地の生産状況や価格動向等の関連情報の収集・分析を行うとともに、国内外での原料調達方法の安定化・多角化に関する優良事例の収集・分析を行い、広く情報を提供する。

また、商品先物市場の機能強化を進め、国際的な監視体制を構築するとともに、

現物市場についても国際機関や国際商品協定等に積極的に参画する。

さらに、産学官一体となった植物工場等、最先端の技術等を活用しつつ、国内農林水産業の安定的な成長発展を通じた国内生産の活性化等により、海外に依存する原料農林水産物の輸入依存度を引き下げていく。

## ② 消費者への食料供給ルート確保

東日本大震災により、食品の物流インフラ等が広範な被害を受けたことを踏まえ、物流ネットワークのあり方等を検証し、災害時でも円滑な食料供給を可能とするため、複数県にまたがるバックアップ体制を構築するなど、食品のサプライチェーン対策を推進する。

また、食品産業事業者によるBCPの策定等、不測時に備えた社内、企業間及び業界全体におけるフードチェーンをつなぐための体制の整備を促すとともに、食品産業事業者との間での不測の事態に備えた情報提供・緊急連絡体制を強化する。その際、震災後の消費動向や、仮需の発生が供給不足を招いたことなどの要因を分析し、情報提供を行うとともに、必要な対策を検討する。

さらに、食料品アクセス問題に的確に対応するため、各地域における食料品へのアクセスの実態を定量的に推計する技術の開発をはじめ、優良事例等の共通情報基盤の構築や人材育成等により地域の実態を踏まえた主体的な取組を推進する。

## (3) 食品の安全、消費者の信頼確保の取組の充実

原発事故の発生に伴う国産農林水産物・食品の安全確認については、関係機関が緊密に連携しながら、「食品衛生法の基準値を超える農林水産物・食品は流通させない」ことを旨として、適切な検査計画の策定や必要となる検査機器の整備等により、国産農林水産物・食品の放射性物質の検査を的確に実施する。また、農地土壌、飼料・肥料等の生産資材、森林、海域等における放射性物質の濃度実態を調査する。

さらに、風評被害を防止するため、消費者や食品産業事業者等に対し、放射性物質濃度の調査結果や出荷制限要請等に関する情報、新基準値の考え方や設定方法、基準値以内の農林水産物・食品が安全であることなどの正確な知識を提供・発信するとともに、食品産業事業者等に対して科学的・客観的な根拠に基づく冷静な対応を要請する。

他方、食品の安全性を向上させ、消費者の健康への悪影響を未然に防止するには、生産から消費にわたって、科学的根拠に基づいた取組を進めることが重要である。このため、国民の健康を守ることを第一に、「後始末より未然防止」の考え方を基本に、有害微生物・有害化学物質による食品等の汚染実態調査を実施するとともに、科学的根拠に基づき実施規範を作成し、普及する。このほか、国際的な規範・基準の策定等の議論に積極的に参加する。



また、フードチェーンにおいて、農業生産工程管理（GAP）やHACCP手法等の科学的根拠に基づく取組を推進する。

他方、食品産業事業者による品質管理・保証体制の強化を支援するとともに、農林水産省が関係する食品産業事業者等と協働（プラットフォーム）の枠組みである「FCP」を活用して消費者重視の姿勢、コンプライアンスの徹底のための取組を支援する。

さらに、伝統的な食生活の知恵や新たな技術開発に伴う科学的知見を踏まえた正しい知識に基づき、消費者が適正に食品を選択できるよう、食育の推進等により知識の普及に努める。

#### （４）事業活動の環境整備

食品産業事業者が事業活動を行うに当たって、取引慣行の改善、知財保護、競争政策、市場整備等、食品産業事業者の創意工夫が円滑に発揮できる環境を整備するため、取引慣行の改善に関するガイドラインの周知徹底等を行う。

また、公正かつ効率的な取引を確保するため、不合理な規制や手続きの見直しを進め、規制の緩和の検討等を行うとともに、フードチェーンの各段階の当事者間での情報共有・意見交換の場の運営や標準化の推進の取組を支援する。

さらに、民間の資格制度の活用促進や衛生管理、CSR、6次産業化等の業務分野に関する人材育成プログラムや資格制度(実践キャリアアップ制度の活用を含む。)の創設・普及を進めるなど、人材の育成を図る。

また、食品分野における国際的な規範・基準の策定等の国際標準化作業等に積極的に貢献するとともに、我が国の技術や基準・規格が国際標準となるよう国際機関等に積極的に発信・提案することにより、日本企業がより活動しやすい環境を作り出す。

#### （５）持続可能な資源循環型社会の構築

持続可能な資源循環型社会の構築に向け、食品リサイクル法及び容器リサイクル法に基づき、食品廃棄物等や容器包装の再生利用等の推進に努めるとともに、温室効果ガスの削減対策や生物多様性の配慮等地球環境の課題への対応を奨励する。

特に、バイオマスの利活用を進めていく観点から、関係府省が連携し飼料や肥料としての利用はもとより、植物由来プラスチック等への利用やメタン発酵等によるエネルギー利用等による資源の有効活用を推進する。また、フードチェーン全体での食品廃棄物等の発生抑制については、製造・流通・外食分野の事業者が連携した取組等の調査・分析等を行い、広く情報を提供するなどの条件整備をはかるとともに、食育等の消費者教育を通じて、食品廃棄物等の発生抑制に向けた消費者の意識改革を促すための事業者の取組を支援する。

また、事業者が自主的に行う省エネ、温室効果ガスの排出削減、容器包装等の3R推進等の取組について支援を行う。

#### (6) 協働の枠組み（プラットフォーム）の構築等

これらの施策に加えて、優良事例や国際的な動向の収集・分析、指標（ガイドライン）の策定、官民連携のキャンペーン、優良事業者の表彰等により、食品産業事業者の取組をより一層促進するとともに、パートナーシップの強化を図るため、「協働の枠組み（プラットフォーム）」を構築し、共通の課題を抽出して、標準化や必要な技術の開発・改良等の解決策を見出していく。

### 第5 フードチェーン当事者に期待される役割・分担

食品関連産業全体の共通の目標を実現するため、個々の食品産業事業者には、食品産業の目指すべき方向に則って、その役割の発揮を念頭に置きつつ、戦略的に事業活動を展開することが期待されている。こうした食品産業事業者の事業展開を通じた国民への価値提供を増進していくためには、食品産業事業者自らの主体的な取組が前提となるが、併せて、業界団体、関連異業種の事業者、農林漁業者、消費者といった食品産業事業者以外のフードチェーン当事者が、食品産業のプレイヤーとして新たに加わり、目標実現に向けて様々な役割を発揮することが求められている。特に、関連異業種の事業者には、技術革新を始め、新たな需要の開拓、事業資金の提供等の面で大きな役割を担うことが期待される。

#### 1 目標達成に向けての役割・分担

##### (1) 業界団体

食品産業事業者は、一企業としては実践に限界があるため、

- ① 市場環境や食品安全等、業界全体に関する情報の共有・提供
- ② 市場拡大のための共同販促や原料等の安定的調達のための共同購入・国内外の主要産地との連携
- ③ 食品安全の取組や、食育、生物多様性等の環境問題への対応
- ④ 規範・規格・基準の策定・改定へのデータ収集・意見集約・提案
- ⑤ 国による食品の安全性向上のための実施規範の作成への積極的な貢献とその実施規範の実行について業界内への周知・徹底
- ⑥ 業界の現状を踏まえたBCPやコンプライアンス等のガイドライン・自主行動計画等の策定・徹底

等、同種の課題を抱える複数の企業が共同で取り組む場合には、業界団体の積極的

な関与が期待される。

なお、目標達成に向けた取組にインセンティブを与えるため、例えば資源の循環利用等に先進的に取り組む企業を表彰するしくみを設けることも有効である。

## （２）関連異業種の事業者

業種間の壁が低くなり、異業種間での様々な商品やサービスの組み合わせが新たなビジネスチャンスとなる今日、ライフスタイルの変化を捉え、食品機械・包材、運送・保管、家電・調理器具、IT、医薬、医療、介護、福祉、教育、観光、建設、化学等、あらゆる関連事業者においても、食品産業事業者と連携することにより、新たな需要・市場の開拓や課題解決に積極的に取り組むことが期待される。

例えば、ユニバーサルデザイン対応、環境に優しい包装資材の共同開発や、食品機械、調理器具、家電等食品に密接な商品の共同開発を通じて、地球環境等の課題への対応のほか、介護食の提供や食料品アクセス問題への対応、ネット販売等のサービスの付加価値向上、地域文化や工場見学・試食をセットにしたツアーの導入等による外国人観光客の誘致促進等を進めることが期待される。

## （３）農林漁業者

農林水産物の供給を担う食品産業の重要なパートナーである農林漁業者には、食品産業事業者等を対等なパートナーとして新たな事業を立ち上げ、加工、販売等の6次産業化に取り組み、食品産業事業者が有する情報や技術、ノウハウを活用するとともに、相互の連携を密にして、新たな業態の創出等を推進し、地域ビジネスを活性化することが期待される。

具体的には、加工食品や外食等の多様なニーズにも的確に対応できるよう、食品製造業との連携を強化し、加工用農産物の生産・販売等に取り組むことや、流通業と連携した高付加価値商品の販売を行うこと、外食産業と連携したメニューの提案を行うこと等が期待されている。

## （４）消費者

多様で、繊細な我が国の消費者の「食」に対する感受性が、世界的に関心が高まっている日本の食文化の礎となっているとの評価があるように、「食」を通じた新たなライフスタイルの確立に貢献することが期待される。

一方で、消費者の細かなこだわりが、食品の廃棄を招くこと等により我が国の食品供給における社会的なコストの増嵩につながっているとの指摘もある。ITの発達等により、「食」に関する情報が氾濫する傾向にあるものの、消費者が食品の生産に関する経験を積み、その原料に直接触れる機会は減少している。我が国の食品産業の健全な発展には、消費者の「食」に関する経験、知識が豊かになることも欠

かせない。消費者には、自発的な情報収集、産地や工場見学、食品産業事業者との対話等を通じて、情報の真偽を判断できる能力を高めつつ、「食」に対する意識や科学的根拠に基づく理解を深めることが期待されている。

ただし、供給側の食品産業においても、消費者の購買意欲を極度に刺激するなどの行き過ぎた商品開発サイクルの短期化等に陥ることのないよう、消費者との対話を通じて本来消費者が求めているものへの理解を深めることは重要である。

また、消費者がその役割を円滑に発揮するためには、行政のみならず報道関係者等が科学的根拠に基づく正確かつ分かりやすい情報発信を行うことが重要であり、こうした関係者等の十分な貢献が期待される。

## 2 強固な事業基盤の確立と連携の強化

### (1) 事業基盤の強化

東日本大震災は、我が国経済、社会に甚大なインパクトを与えたが、国内市場の量的縮小を始め、国内外の市場構造等の変化やグローバル化の進展等、我が国の食品産業を取り巻く厳しい状況は震災後も何ら変化していない。

新たな転換期を迎えた食品産業にとって、こうした状況変化に的確に対応していくためには、既成の概念にとらわれずに、革新の思想をもってイノベーションを誘発し、新たな付加価値を創出することにより、新たな需要・市場を開拓するとともに、その需要に見合った供給体制を構築していくことが必要である。

特に、今後、食品産業がグローバル化を進めていく上では、競争力をさらに高める必要があるが、その際には、競争優位分野への重点化と競争劣位分野からの撤退等、選択と集中を意識的に行うことが重要になってくる。

企業における事業基盤の強化の度合いは、商品の種類や競合状況、業種、業態（製造業、流通業、外食産業）、原料調達等における行政的関与も含めた枠組み等によって異なると考えられるが、企業合併・買収等、場合によっては従来の業態を超えた再編やグローバルな視点も含めて様々な選択肢を考慮に入れながら、スピード感を持ってその対応策を検討することが肝要である。

なお、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）」における食品産業分野の認定件数をみると、65件（平成24年1月現在）となっている。これは、全体認定件数（579件）の11%であり、我が国全体の国内生産額に占める食品関連産業の割合と同水準である。また、これ以外にも、近年、海外での企業合併・買収、個別の事業分野の譲渡や食品卸売業の再編等が活発化しつつある。

行政としても、今後、産活法第4条（事業分野別指針）の活用、「競争」の範囲を規定する品目区分の見直し、更には企業再編法制のあり方の検討も行いつつ、必要に応じてそれぞれの業種・業態ごとの課題と対応方向を明らかにし、事業基盤の強化を促していく。

## （２）関係者間の連携から協働へ

食品産業全体の共通目標を実現するには、行政を含め、フードチェーンの当事者が各々の役割分担を明確に意識した上で、密接に連携しつつ進めて行くことが必須条件である。しかしながら、こうした関係者間の連携を部分的な局面の取組に止めていては、食品産業全体としてのダイナミックな動きにつながりにくい上、既存の課題に対する対症療法としての連携に終始することも懸念される。

このため、経済界全体で幅広く進む協働の動き等も視野に入れつつ、こうした関係者間の連携を戦略的に食品産業全体に広げること、既存の課題解決に止まらず、将来に向けた新たな課題の抽出とその解決手法の考案まで含めた連携を可能にする働きかけを行うことが必要になっている

個別の「連携」を超えて、広く関係者が目的を共有し、それぞれの資源や特性を持ち寄って、協力して共に働く「協働」を目指すことが求められているとも言える。

当事者間で利害関係が複雑に絡み合い、情報や認識の共有が進みにくいという現状の中で、こうした取組を進めるにあたっては、行政が場の運営に携わり、フードチェーン当事者等が目的を共有し、初期段階から一体となってコミュニケーションしながら、課題解決に取り組んで行く「協働の枠組み（プラットフォーム）」を構築していくことが効果的である。

現在、農林水産省が関与する「協働の枠組み」としては、消費者の「食」に対する信頼向上や透明性の高いフードチェーンの構築、消費者の信頼確保等に取り組んでいる「FCP」や、食品産業の海外展開を進める「アジアン・フード・コミュニティ（AFC）」、食品産業を含む多様な産業分野と農林漁業、行政等との連携を促進する「産業連携ネットワーク」がある。

今後、これらの活動を一層充実させるとともに、持続可能な資源循環型社会の構築に向けた活動や技術革新の核となる研究開発、我が国の規格・基準の国際標準化等の他の分野でもこうした取組を進めていくことが肝要である。